

岡谷市議会 災害対策支援連絡会議 設置要領

(趣旨)

第1 この要領は、岡谷市議会災害対策支援連絡会議（以下「連絡会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2 岡谷市議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の災害により岡谷市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置された場合において、これに協力するため必要と認めるときは、岡谷市議会に連絡会議を設置することができる。

(連絡会議)

- 第3 連絡会議は、議長、副議長、会議役員及び議員をもって構成する。
- 2 議長は、連絡会議の業務を総括し、議員を指揮監督する。
 - 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - 4 会議役員は議会運営委員長、常任委員長及び会派代表者をもって充て、議長及び副議長を補佐するとともに、連絡会議に係る業務に従事する。
 - 5 第2項から前項までに規定する以外の議員は、連絡会議に係る業務に従事する。

(所掌事務)

- 第4 連絡会議は、次に掲げる事項を行う。
- (1) 議員の安否及び連絡先の確認を行うこと。
 - (2) 議員及び市対策本部からの情報収集に関すること。
 - (3) 議員及び市対策本部への情報提供に関すること。
 - (4) 被災地及び避難場所等の調査に関すること。
 - (5) 国、県、関係団体等への要望に関すること。
 - (6) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(招集)

- 第5 議長は、副議長と協議のうえ、会議役員を招集することができる。
- 2 議長は、副議長及び会議役員と協議のうえ、議員を招集することができる。

(要請)

第6 連絡会議により、市対策本部に要請等があるときは、緊急の措置を要する事項を除き、議長がこれを行う。

(協議)

第7 市対策本部から連絡会議に緊急の協議等の要請があったときは、議長及び副議長が協議を行い、これに対処するものとする。

(議会事務局)

第8 議会事務局の職員は、市対策本部の業務に従事するほか、連絡会議の業務を行う。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年8月5日から施行する。